



三井松島

各 位



2025 年 5 月 13 日

会 社 名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉岡 泰士
(コード番号 1518 東証プライム 福証)
問合せ先 執行役員 総務部担当
小林 俊哉
(TEL. 092-771-2171)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025 年 9 月 30 日(火曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式 1 株につき、5 株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	13,064,400 株
今回の分割により増加する株式数	52,257,600 株
株式分割後の発行済株式総数	65,322,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000 株

③ 分割の日程

基準日公告日	2025 年 9 月 12 日(予定)
基準日	2025 年 9 月 30 日
効力発生日	2025 年 10 月 1 日

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

現行定款	定款変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000 株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025 年 5 月 13 日
効力発生日	2025 年 10 月 1 日

3. 配当について

配当については「剰余金の配当(増配)および次期配当予想(増配)に関するお知らせ」をご覧ください。

4. 株主優待について

2025 年度の株主優待につきましては、今回の株式分割効力発生日より前の日を基準日として実施する内容となっており、今回の株式分割の影響はございません。2025 年度株主優待の内容につきましては、2025 年 3 月 7 日に開示いたしました「2025 年度の株主優待制度に関するお知らせ」をご覧ください。

※当社は、本日、2025 年度の株主還元施策を決議しております。詳細につきましては、本日開示しております「2025 年度の株主還元に関するお知らせ」、「剰余金の配当(増配)および次期配当予想(増配)に関するお知らせ」、及び「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上